

— 静かな夜と空を返せ —

号外

原告団 NEWS

発行日：2014 年 8 月 7 日 発行者：(団長) 福本道夫

連絡先：〒 196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 TEL&FAX：042-542-5625

http://www.geocities.jp/yokota_nakusukai/

発行：第 9 次横田基地公害訴訟原告団 (E-mail: yokota9th@yahoo.co.jp)

—今日の予定—

- 10:15 提訴前集会 (緑町北公園)
- 10:45 建物に入る (地裁 1F)
- 11:00 訴状提出 (地裁 3F)
- 11:20 提訴後集会 (場所は臨機
応変に考えています) ~
解散

※集会～地裁敷地前までは、原告団
の方で可能な方は、ゼッケンをつけ
ます。裁判所職員とトラブルになら
ないように協力ください。

第 9 次横田基地公害 訴訟追加提訴 (16 名)

1976 年 4 月 28 日、全国で初めて米軍基地を対象とした「横田基地公害訴訟」が起こされました。そして 38 年。本日、その流れを汲んだ第 9 次横田基地公害訴訟の追加提訴 (12 回目の提訴になる) を行います。既に終結した裁判では、横田基地公害訴訟 (1976 年～1994 年) が 3 次まで。横田基地飛行差し止め訴訟 (1994 年～2009 年) が 2 次まで。新横田基地公害訴訟 (1996 年～2007 年) が 3 次まで。そして、直近の裁判終結日は 2009 年 4 月 10 日で、それから 5 年 4 カ月が経っています。

過去に 11 度示された判決では、裁判所は、過去の被害を認めたものの、被害の根源である飛行騒音に対しての判断を避けてきました。そのため、基地がある限り被害住民は訴え続けなければならない構図ができてしまいました。これは今回の裁判で打ち破る目標です。一方、被害住民である私たちが黙っていれば、基地は使用者 (米軍 + 自衛隊) 側の思うままに使われるのは目に見えています。

ところで、国を被告として訴える私たちの請求の趣旨は、ほぼ以下の通りとなります。基本的な考え方は従来と同じです (飛行差し止め請求については、2012 年に提訴した方のうちの 8 名だけを原告としています。それは、8 名に対し飛行差し止めが認められれば、それで十分だからです。)。今回の原告の請求は、損害賠償だけとなっています。打ち消し線の項目は、飛行差し止め原告の請求項目です。

―被告は、自ら又はアメリカ合衆国軍隊をして、原告らのために、

(1) 横田飛行場において、毎日午後 7 時から翌日午

前 8 時までの間、一切の航空機を離着陸させたり、そのエンジンを作動させたりしてはならない。

(2) 横田飛行場の使用により、毎日午前 8 時から午後 7 時までの間、原告らの居住地内に 70 デシベル (A) を超える一切の航空機騒音を到達させてはならない。

2 被告は、アメリカ合衆国軍隊をして、原告らの居住地の上空において、航空機による旋回、急上昇、急降下等の訓練をさせてはならない。

1 被告は、原告ら各自に対し、82 万 8000 円及びこれらに対する本訴状送達の日 of 翌日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告ら各自に対し、平成 26 年 8 月 7 日から別紙禁止行為目録記載の各行為がなくなるまでの間、毎月末日限り 1 か月あたり 2 万 3000 円及びこれに対する各支払期日の翌日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

3 訴訟費用は被告の負担とする。

4 仮執行宣言

【禁止行為目録】

1 被告が、自ら又はアメリカ合衆国をして、

(1) 横田飛行場において、毎日午後 7 時から翌日午前 8 時間までの間、一切の航空機を離着陸させたり、そのエンジンを作動させたりすること。

(2) 横田飛行場の使用により、毎日午前 8 時から午後 7 時までの間、別紙原告目録記載の原告らの居住地内に 70 デシベル (A) を超える一切の航空機騒音を到達させること。

☆次回法廷は 9 月 11 日 (木) 午前 11 時～です。